

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス

(旧名称「りそな年金FAX情報」)



《厚生年金基金関連》

平成23年11月16日

指定基金の要件および健全化計画承認基準の改正について

本日、指定基金の要件に関する政令の公布および指定基金健全化計画承認基準の一部改正に関する通知の発出が行われました。内容は、平成23年7月14日付で意見募集された「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」および平成23年10月6日付で意見募集された「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等について」に概ね沿ったものです。以下に、主な内容をご案内します。

なお、平成22年度以前に指定された指定基金についても、見直し後の基準に基づき計画の変更が必要となります。(提出期限：平成24年2月末。提出困難な場合は、その旨を地方厚生(支)局長に報告した上で、遅くとも平成24年9月末までに提出。)

指定要件、健全化計画の前提の厳格化

指定要件		<現行>		<改正後>	
健全化計画の前提	最低責任準備金の予測に用いる利回り(注1)	決算において3事業年度連続で純資産額が最低責任準備金の9割を下回った基金 以下のいずれか ・直近過去5事業年度の厚生年金本体運用利回り実績の平均 平成22年度決算：0.01% ・厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り※	→	現行の要件に加えて、『直近決算において純資産額が最低責任準備金の8割を下回った基金』を指定要件に追加 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り※	
	年金資産の予測に用いる利回り	上限：直前の財政計算で用いた予定利率		上限：以下のいずれか大きい率 ・基金の運用利回りの過去5事業年度の平均 ・計画作成時の最低積立基準額の算定利率 平成23年度：2.32%(注2) ・厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り※	
	加入員数の見込み	基準なし		過去5事業年度の実績を用いて適切に見込む	

※	年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32以降
	利回り(%)	1.92	2.03	2.23	2.57	2.91	3.39	3.65	3.85	4.00	4.10

(最低責任準備金の予測に用いる率は最大1年9ヵ月遅れで適用)

(注1) 実績が判明している場合はその利率を用いること。

(注2) 基準利率に0.8以上1.2以下の数を乗じた率としている場合は、乗じた後の率。

承認基準の明確化

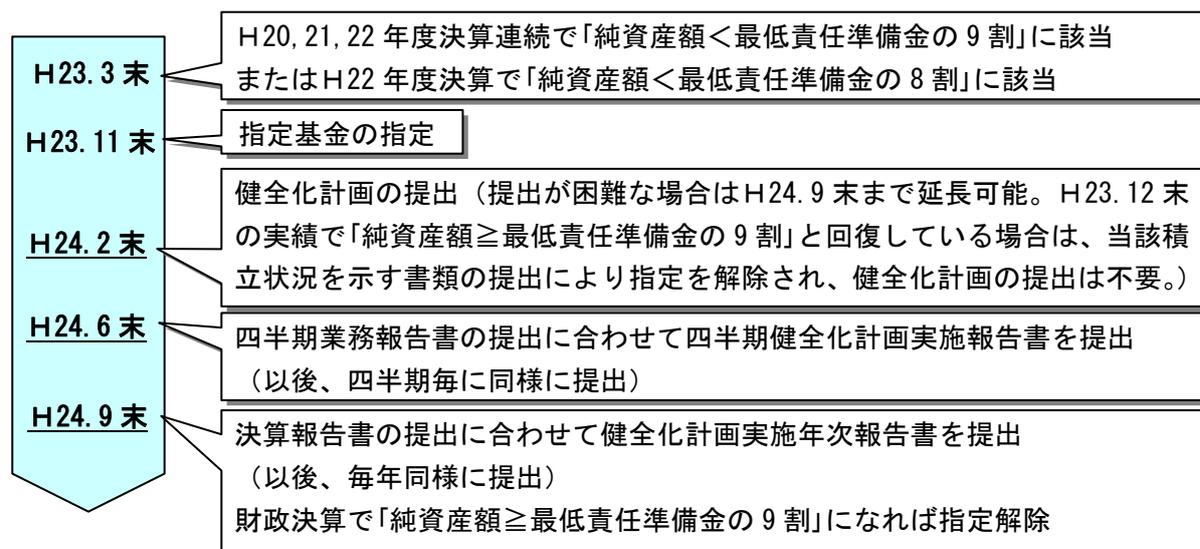
- ① 目標達成のために必要な具体的措置については、給付設計に関する事項、適用に関する事項、負担に関する事項、業務に関する事項及びその他の事項ごとに改善措置の内容及び実施時期について、代議員会の議決を経た上で記載することを原則とする。なお、上記改善措置の内容及び実施時期については、基金及び設立母体の実情や具体的措置を実施するために必要な期間等を考慮し、その見込みについて記載することも可能とする。
- ② ①の具体的措置の実施が見込まれ、具体的な措置に基づく財政の見通しにおいて基金の財政の健全化が見込まれる場合に、健全化計画の承認を行うこととする。

例えば、指定年度の前年度（健全化計画の提出が翌年度となり、指定年度の実績に基づき当該計画を策定している場合は指定年度）に比べて健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること。

添付書類等の簡素化、提出時期の弾力化

- ① 指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生（支）局長に報告した上で、遅くとも指定年度の翌年度の9月末日までに提出すればよいこととする。
- ② 厚生労働大臣が健全化計画の変更を求める場合の提出期限について、変更を求めた日の翌日から起算して3ヵ月後の日が属する月の月末から、変更を求める際に期限を定めることに見直す。
- ③ 健全化計画実施年次報告書については、指定年度に係るものから提出することとする。
- ④ 健全化計画の様式中において、財政に関する事項、業務に関する事項、歴代代議員・理事等名簿、財政状況の経緯と現行のままである財政見通しを削除する。

【指定年度がH23年度の場合のスケジュール（イメージ）】



〔なお、財政を健全化することが困難と見込まれるに至った指定基金や厚生労働省から健全化計画の変更を求められた指定基金は健全化計画の変更を行う必要があります。〕

<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3211 大阪 06-6268-1834

以上